

退職後の年金について

ここでは「令和6年度退職予定者に係る共済事務説明資料」の中から、年金制度の概要やよくある質問について説明を行います。

視聴の際には、お手元に「令和6年度退職予定者に係る共済事務説明資料」を印刷し、ご準備ください。

なお、ここで説明する「組合員」には「短期組合員」は含まれません。



地方職員共済組合沖縄県支部年金班です。

これから、退職後の年金について、退職予定者説明資料のうち、年金に関する重要なポイントや特に知ってほしいこと、よくある質問等について説明します。

なお、ここで説明する「組合員」とは、長期組合員をさし、短期組合員は含まれません。

退職届書の対象者【資料p.2】

退職や勤務形態の変更により**組合員でなくなる場合は、退職届書の提出が必要です。**

	異動事由	退職届書
1	退職 ・普通退職、早期退職、定年退職 ・再任用フルタイム職員の退職 ・ 組合員である フルタイム会計年度任用職員・任期付職員の退職 ※ 退職後、引き続き任意継続組合員になる者を含む	○
2	退職後、引き続き、公務員として他の共済へ転出 ※ 退職した日から 1日以上 の期間を空けて公務員として他の共済へ転出した場合は、「退職届書」の提出が必要となります。	×
3	退職後、引き続き、公務員として ・再任用フルタイム職員になる者 ・ 組合員である 任期付職員になる者 【一般組合員→一般組合員】	×
4	退職後、引き続き、公務員として ・再任用短時間職員になる者 ・フルタイム会計年度任用職員になる者 【一般組合員→短期組合員】	○
5	・再任用フルタイム職員から再任用短時間職員になる者 ・ 組合員である フルタイム会計年度任用職員からパートタイム会計年度任用職員になる者 【一般組合員→短期組合員】	○

○…退職届書提出必要 ×…退職届書提出不要

■ 退職届出書には所属機関の長の証明が必要です。

■ 任意継続組合員は長期給付上（年金制度上）の組合員には該当しません。

■ 年金受給者である組合員が勤務形態を変更する際は、別途手続きが必要となる場合がありますので、地共済年金班までご連絡ください。



それでは、冊子の1ページをお開きください。

第1章 長期給付（年金）受給に必要な手続きについて

「年金に関する手続き」が必要となるのは、主に次の4つの場合です。

1 退職や勤務形態の変更により組合員でなくなる場合、2 退職後に住所・氏名に変更があった場合やなくなられた場合、3 年金請求書が届いたとき、

4 年金受給者が退職した場合、その中でも退職する際に最初に提出が必要となる「退職届書」について説明します。

2ページをお開きください。

1 「退職や勤務形態の変更により組合員でなくなる場合」

退職や勤務形態の変更により地共済の組合員でなくなる場合は、退職時の所属機関の長の証明がされた「退職届書」を、地共済年金班へ提出してください。様式及び記入例は、25～27ページに掲載されていますので、後ほどご確認ください。ページ中ほどの「退職届書の対象者」の表をご覧ください。

この表の右側に「退職届書」の提出が必要な場合に○、不要な場合に×を記しています。

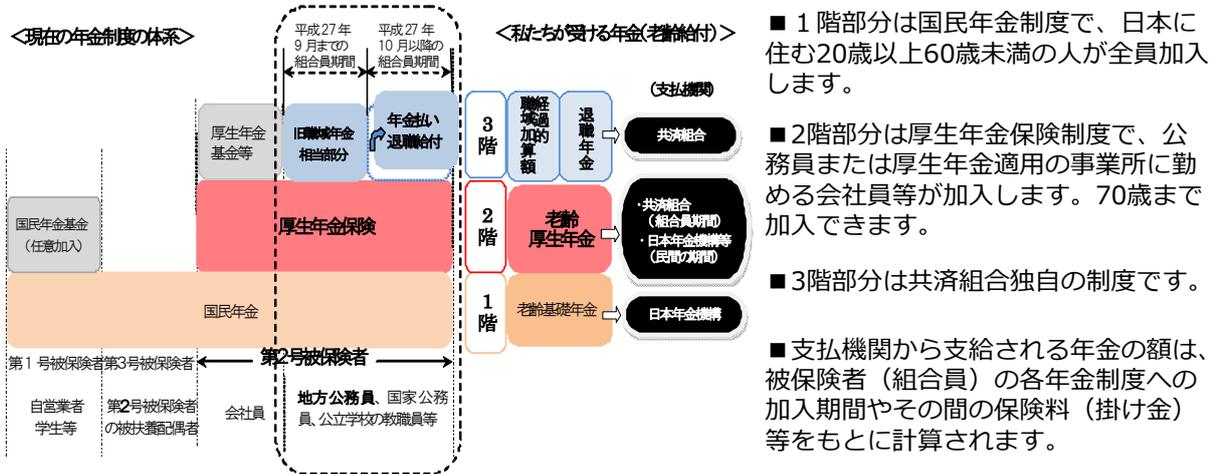
異動事由1の「退職」には引き続き任意継続組合員になる者も含まれます。

異動事由5再任用フルタイム職員から再任用短時間職員になる者、または地共済組合員であるフルタイム会計年度任用職員からパートタイム会計年度任用職員になり、地共済の長期給付から除外されるものは提出が必要です。

以上が退職届書に関する説明となります。なお、提出の際は所属機関の長の証明

が必要となること、任意継続組合員は年金制度上の組合員には該当しないことに留意してください。

年金制度及び老齢給付のイメージ【資料p.3】



続いて資料3ページは、第2章年金の制度について、4ページから14ページは、第3章老齢給付について記載しています。
 まず、3ページの【図1】年金制度及び老齢給付のイメージをご覧ください。
 年金制度は3階建てになっています。
 図の左側は加入する年金制度の体系を示し、右側は受給する年金を示しています。

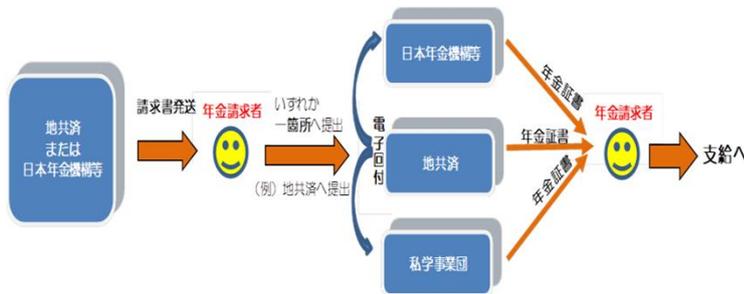
年金制度の1階部分は国民年金制度です。日本に住む20歳以上60歳未満の方は全員加入となります。
 国民年金制度には3つの種別があり、私たち地方公務員は第2号被保険者に該当します。
 国民年金制度により支給される老齢基礎年金は、日本年金機構が支払い機関となります。

次に年金制度の2階部分は厚生年金保険制度となります。
 老齢厚生年金は、公務員等の期間分は共済組合から、会社員等の期間分は日本年金機構等が支払います。

次に年金制度の3階部分は共済組合独自の年金制度です。
 平成27年9月までの組合員期間に係る旧職域年金相当部分と平成27年10月以降の組合員期間に係る年金払い退職給付があり、それぞれ共済組合が支払います。

支給される年金の額は、各年金制度への加入期間やその間に納めた保険料または掛け金などをもとに計算されます。

老齢厚生年金の請求から支給まで【資料p.9】



年金の支給 → 受給権が発生した日の属する月の翌月分から支給

支給日 → 偶数月(2,4,6,8,10,12月)の各15日
(金融機関の休日にあたるときは、その直前の営業日)

■ 老齢厚生年金の受給権が発生する日（支給開始年齢到達日の前日）の3ヶ月前に、地共済又は日本年金機構等の実施機関から請求書が送付されます。

■ 請求書が届いたら、必要事項を記入して提出してください。

■ **受給権の消滅時効は5年**です。

■ 複数の実施機関（地共済、日本年金機構等）に加入していた方は、いずれか一箇所へ提出することで他実施機関にも請求したことになります。

■ 請求書提出から年金支給までは3、4ヶ月かかります。



3

続きまして9ページをご覧ください。

4「老齢厚生年金の請求、裁定および支給」です。

ここで気をつけていただきたいことは、年金は自動的に支給されるものではなく、請求手続きをしないと支給されない、ということです。

（1）請求書の事前送付

請求書はおおむね支給開始年齢に達する3ヶ月前に、最終加入の実施機関である、地共済または日本年金機構等から発送されます。県の職員や再任用フルタイム職員を退職して、その後に再任用短時間職員になった場合や民間企業でお勤めになった場合は、年金の最終実施機関は日本年金機構になります。県の職員や再任用フルタイム職員を退職してその後にお勤めしない場合は、年金の最終実施機関は地共済になります。

請求書に必要な事項を記入のうえ、誕生日以降に速やかに実施機関に提出してください。また、年金の受給権は、発生した日から5年間請求しない場合は時効により消滅しますので、請求書の提出忘れがないよう注意してください。

（2）裁定後の「年金証書」等の送付

老齢厚生年金、経過的職域加算額等の決定後、「年金額決定通知書」及び「年金証書」が地共済本部より送付されますので、大切に保管してください。

【図6】「年金請求から支給までのイメージ図」をご覧ください。

※ 年金請求書が届いたら、いずれか一箇所の実施機関に提出してください。

提出された請求書は、複数の厚生年金保険の加入期間がある場合、それぞれの実施機関で情報が共有されます。またそれぞれの実施機関で年金を決定して請求者に年金証書を送付し、年金を支給することになります。

なお、厚生年金保険に加入中の場合には、支給額を計算する際に他実施機関の年金額も含めて計算するため、地共済の年金証書が届くのは、日本年金機構の年金証書到着後、ある程度の期間を要しますのでご了承ください。

(3) 支給日 年金の支給日については偶数月の各15日となっています。

年金受給者が再就職した場合の年金額の調整【資料pp.12~13】

算定事例（再就職して厚生年金保険に加入した場合）

<再任用フルタイム等>

賃金が月額34万円、年金が月額10万円(厚生年金8万円+経過的職域加算額2万円)の場合

$$34\text{万円} + 8\text{万円} = 42\text{万円}$$

(賃金) (年金月額)

$$10\text{万円(年金)} - 2\text{万円(経過的職域加算)}$$

50万円(基準額)を超えないので年金の停止はありません。

ただし、共済組合員である場合(再任用フルタイム等)は、経過的職域加算額は全額停止されます。(この場合の年金の支給は 10万円 - 2万円 = 8万円となります。)

(年金月額) (経過的職域加算額)

<民間企業等>

賃金が月額46万円、年金が月額10万円(厚生年金8万円+経過的職域加算額2万円)の場合

$$46\text{万円} + 8\text{万円} = 54\text{万円}$$

(賃金) (年金月額)

$$10\text{万円(年金)} - 2\text{万円(経過的職域加算)}$$

50万円を超えるので、(54万円 - 50万円) × 1/2 = 2万円(停止額)

したがって、年金の支給は10万円 - 2万円の月額8万円になります。

なお65歳から支給される基礎年金は在職支給停止の対象ではありませんので、計算には含みず算定します。

■ 公務員退職後に、再任用や民間会社への就職等により厚生年金保険に加入すると、給与等の額によっては老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止となります。

■ 賃金+年金の額が基準額（50万円）を超えると、超えた額の1/2の年金が停止されます。

■ 再就職先を退職して支給停止が解除となっても、これまでの停止額が支給されるわけではありません。

■ 地方職員共済組合本部のホームページで、在職支給停止額の試算が可能となっています。



4

12ページをご覧ください。

7 「年金受給者が再就職した場合の年金額の調整」について説明します。

公務員を退職した後に、再任用または民間企業等に再就職し、厚生年金保険に加入した場合は、給与や賞与の額に応じて、老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止される場合があります。

また、再任用フルタイム職員等、共済組合の組合員となる場合には経過的職域加算額は全額停止となります。

支給停止の基準となる金額は、令和6年度は50万円となっていますが、毎年度見直しがあり、令和7年度は51万円となる見込みです。

また、支給停止額の計算においては、公務員独自の年金である経過的職域加算額は、停止額の計算には含みません。

老齢厚生年金の全額が支給停止になると加給年金額も全額停止となります。

なお、65歳から支給される老齢基礎年金は、支給調整の対象外のため、全額支給されます。

次に在職中の年金支給停止額の算定事例については13ページをご確認ください。

なお、再就職先を退職して支給停止が解除となっても、これまで停止されていた分の年金が支給されるわけではありません。

Q&A（よくある質問）【資料pp.81～82】

年金を繰上げ請求した場合は、減額されますか【Q10】

- ・ S37.4.2以降生まれの方は繰上げ請求の減額率が1年あたり△4.8%なので、繰上げ請求した場合としない場合の受給累計額を比較すると、繰上げ受給開始から約21年後に繰上げ請求した場合の累計額がしない場合の累計額を下回ります。
- ・ 受給開始時期が早くなる一方、終生減額された年金額となります。
- ・ 繰上げ請求後の老齢厚生年金であっても、在職支給停止の対象となります。

年金を繰上げ、繰下げした受給者が死亡した場合の遺族年金額は【Q12】

- ・ 老齢厚生年金の繰上げによる減算額または繰下げによる加算額は、遺族年金には反映されません。
- ・ 繰上げ、繰下げをしない場合の年金額の原則3/4が遺族年金の額となります。

国民年金の納付期間が40年に満たない場合の任意加入とは【Q15】

- ・ 20歳から60歳までの国民年金加入期間に保険料をすべて納付した場合、65歳からの老齢基礎年金を満額受給できます。
- ・ 納付期間が40年に満たない場合、60歳以降に日本年金機構に申し出て国民年金に任意加入し、老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。

5



最後になりますが、資料の79ページから83ページに年金関係で問い合わせが多い項目についてQ&Aを掲載しています。
その中でもよくある質問3つについて、説明します。

1つめは、81ページの「質問10、年金を繰上げ請求した場合は、減額されますか。」という質問です。

繰上げ請求後はその決定を取り消すことができずに終生減額された年金になるということや、繰上げ受給した老齢厚生年金についても、厚生年金保険加入事業所にお勤めの間は年金の在職支給停止の対象となることに留意してください。

2つめは、「質問12、年金を繰上げ、繰下げした受給者が死亡した場合、遺族が受給する年金額はどうなりますか。」という質問です。

受給者が亡くなった際の遺族年金については、繰上げ、繰下げを反映する前の年金の原則3/4の額となります。

最後は、82ページの「質問15、国民年金の任意加入で納付期間が40年に満たない場合、任意で加入することができると思いますが、どういうことですか。」という質問です。

国民年金に保険料未納の期間がある場合は、老齢基礎年金を満額で受給することができないため、60歳以降に国民年金に任意加入し保険料を納めて、老齢基礎年金の受給額を増やすことができる制度です。

申し出る際の窓口は、年金事務所になります。

以上で退職後の年金についての説明を終わります。